

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（H21-障害-一般-001）

研究代表者：田島 良昭（社会福祉法人 南高愛隣会 理事長）

はじめに

平成 21 年の研究結果から「触法・被疑者」となる高齢・障害者の現状として、以下の 3 点の課題が見えてきた。

第一には「触法・被疑者」となる高齢・障害者への「良質かつ適切」な弁護活動が未整備である現状である。「触法・被疑者」となった高齢者・障害者については、「良質かつ適切」な弁護活動を行うための生活支援を含む保健・医療、福祉的な支援の必要性が指摘されてきた。しかし現状では、法律職と保健・医療職等、福祉職との連携が不十分なまま弁護活動が行われ、要支援高齢者・障害者にとって不利益な状況を生んでいることが、荒研研究分担者による調査結果からも明らかになった。司法制度改革によって、裁判員制度と被疑者国選制度がスタートし、司法のありかたが大きく変わる中で、「権利擁護」だけでなく、以上のような不十分な側面が大きくクローズアップされる可能性も充分あり、これに対する迅速かつ適切な対応が集眉の急となっていることが改めて示された。

第二には、「触法・被疑者」となる高齢・障害者について、その特性に応じた再犯に対しての矯正・教育等の予備策が不備な状況である。実刑には至らないものの犯罪事実が認められるいわゆる「反社会的行動」は、小林分担研究者の調査結果が示すように、福祉の現場においては日々直面している問題であり、再犯防止の観点からそのような機能・制度の必要が指摘されてきた。

一方、荒研分担研究者の調査結果からは、福祉的な支援が必要であり、通常の矯正・教育の中では効果的な改善更生が期待できないにも関わらず、実刑の判決を受ける者が多いこと。また、福祉的な支援体制が認められた際に、不起訴処分や起訴猶予処分となった事例が報告され、再犯防止を担う矯正施設の代替施設があれば、不起訴処分や起訴猶予処分につながると、その必要性が司法サイドからも指摘されることとなった。

第三には、以上の課題点が指摘されるにも関わらず、「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実情や実態が数値として把握できていないことは、具体的な施策の確立を行う上での大きな課題点となっている。

第一、第二の課題点を踏まえ、「触法・被疑者」となった高齢・障害者への支援にあたっては、以下の 2 つの事業が必要と考える。制度設計にあたっては、平成 22-23 年に厚生労働科学研究にてモデル事業を実施し課題点の分析を行いたい。

また第三の課題点については、藤本研究分担者が法務省保護局と検討している、起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査及び分析を、平成 22-23 年に引き続き実施をしたい。

○ 「地域社会内訓練事業（仮称）」

「地域社会内訓練事業（仮称）」とは、社会福祉法人南高愛隣会での「再訓練事業」をモデルとして、「触法・被疑者」となる高齢・障害者への矯正・教育等を実施する事業である。平成 22 年には全国 5 か所でモデル事業を実施する。

なお制度化にあたっては、第二の入所施設となることを防ぎ、人権擁護の観点からも、訓練の始めと終わりに処遇の必要性や中身を検討するオンブズマンセンターの充実や、事業の委託先について等のより詳細な検討が必要である。

○ 「被疑者国選弁護人へのサポート事業」

被疑者国選弁護人を障害者や高齢者に詳しい弁護士を配置した相談窓口を設けサポートする「被疑者国選弁護人へのサポート事業」をモデル事業として全国 5 か所で実施し、コーディネーターの養成と被疑者国選弁護人のサポートに取り組む。